



# 青葉ニュースレター

V o l . 65

2018年9月17日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループおよびその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規および関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用およびその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2850 8990      FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158      FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798      FAX: (86-20) 3878 5337

## 目次

中国における信用喪失被執行人に対する懲戒の強化 .....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
外商投資企業商務届出と工商登記の受理の一本化 .....	9
【背景】.....	9
【影響】.....	9
【主要内容】.....	9
関連業務を行う際の統一社会信用コードの使用に関する通知.....	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
企業事業単位の組織再編を激励するための不動産登録税関連政策の通知.....	12
【背景】.....	12
【影響】.....	12
【主要内容】.....	12
全国統一「多証合一」改革への推進に関する意見 .....	15
【背景】.....	15
【影響】.....	15
【主要内容】.....	15
2017 年度工商、税関年度報告の「多報合一」について .....	17
【背景】.....	17
【影響】.....	17
【主要内容】.....	17

## 中国における信用喪失被執行人に対する懲戒の強化

### 【背景】

近年、中国では社会信用システムの構築が進み、2010年には最高人民法院より「被執行人の高額消費の制限に関する最高人民法院による若干の規定」が提出され、更に2013年には「信用喪失被執行人名簿情報の公布に関する若干の規定」が公布された。また2016年に、国務院は「信用保守連合激励及び信用喪失連合懲戒制度の改善と社会信用建設を推進することに関する指導意見」を発表した。そして、2018年3月、最高人民法院は各部門と共に、「特定重大信用喪失被執行人の列車利用に関する一定期間内における制限と、社会信用システムの建設を推進することに関する意見」(発改財金[2018]384号)、「信用喪失被執行人の不動産取引に関する制限などの懲戒措置の実施に関する通知」(発改財金[2018]370号)、「特定重大信用喪失被執行人の民航機利用に関する一定期間内の制限と、社会信用システムの建設を推進することに関する意見」(発改財金[2018]385号)を公布し、信用喪失被執行人に対する懲戒を強化した。

### 【影響】

新条例より、重大税收违法案件の当事者、社会保険領域での重大信用喪失責任者は信用喪失名簿に登録され、被執行人は飛行機、高鉄、動車の1等席、列車の1等寝台、汽船の2等以上の客室を利用することを禁じられた。また、特定行為人による飛行機、列車の利用を禁止するとし、信用喪失執行人による不動産取引を制限することを実施した。これらの施行により、社会信用システムの構築を推進する。

### 【主要内容】

#### 一、信用喪失被執行人に対する懲戒措置

被執行者が自然人である場合、消費制限措置を講じられた後に、次に掲げる高額消費並びに生活や業務に必要な消費行為をしてはならない。

- (一) 公共交通機関を利用する場合、飛行機、列車の1等寝台、汽船の2等以上の客室の選択と利用。
- (二) 星等級制のホテル、飲食・宿泊施設、ナイトクラブ、ゴルフ場などの場所での高額消費。
- (三) 不動産の購入又は家屋の新築、拡張、高級な改装の実施。

- (四) 高級なオフィスビル、ホテル、マンションなどの場所を賃借しての業務。
- (五) 業務に必要なでない車両の購入。
- (六) 旅行、休暇の取得。
- (七) 子供の費用の高い私立学校への就学。
- (八) 高額保険料を支払っての投資性の高い保険商品の購入。
- (九) G を頭文字とする動車組列車のすべての座席、その他動車組列車の1等以上の座席を利用するなどの生活及び業務に必要なでないその他消費行為。

被執行者が組織である場合、消費制限措置を講じられた後に、被執行者及びその法定代表者、主要責任者、債務の履行に影響を及ぼす直接的な責任者、実質的な管理者は前項で規定されている行為をしてはならない。個人の消費のために個人の財産により前項規定の行為を行う場合、執行法院に申請し、認可を受ける必要がある。国土資源部門は信用喪失被執行人及び信用喪失被執行人の法定代表人、主要責任者、債務履行に影響を与えられる直接的な責任者、これらの人物に対して不動産の移転、抵当、変動等不動産財産権の変動に関する不動産登記を行う際に、関連情報を人民法院に通告し、人民法院が法律措置を執行することの便宜を図る必要がある。

## 二、特定重大信用喪失人の列車利用範囲

- (一) 公安機関による処罰を受けた、もしくは鉄道機関機関が認定した鉄道運輸安全や生産安全に重大な影響を与えた関連行為責任者で、以下に該当する者。
  1. 鉄道運輸秩序を乱し、または鉄道安全を脅かし、会社に悪影響を与えた者。
  2. 動車での喫煙、もしくは他の列車にて禁煙区域で喫煙した者。
  3. 乗車券の転売、もしくは偽乗車券の製造または販売をした者。
  4. 優遇を享受できる他人の身分証明書の使用、偽造、もしくは無効物を使用しての乗車券の購入および列車の利用をした者。
  5. 偽造、有効期限切れなどの無効乗車券、もしくは他人の紛失した乗車券で、乗車券を買替えての列車を利用した者。

6. 乗車券を持たず、もしくは乗車券の範囲を超えても買替えを拒否して列車を利用した者。
7. 法律法規に基づき、行政処罰が確定している者。

上述の者は列車の利用は制限される。

## (二) 他領域での重大違法・信用喪失行為の関連責任者

1. 履行能力があるが履行を拒否した、税金に関する違法案件の当事者。
2. 財政性資金管理使用領域での偽造、不実報告、仮名借名取引、だまし取り、不当手段による私用、転用、国際金融組織及び外国期限到来債務に対する支払の引き延ばしなどの行為による、重大信用喪失行為責任者。
3. 社会保険領域で、下記の状況のある重大信用喪失行為の責任者：雇用主が関連規定に従わず社会保険に不参加、かつ改善の拒否。雇用主が事実通りに社会保険費用を支払わず、かつ改善を拒否。社会保険費用を納付する能力があるにも関わらず納付の拒否。保険費用の隠匿、移転、不法占有、私有化、もしくは違法投資への使用。証明書類の詐欺、偽造、もしくは他の手段による社会保険待遇の詐取。社会保険サービス機構のサービス協議もしくは関連規定の違反。社会保険行政部門の事故及び問題に対する調査確認作業への協力拒否。
4. 違法行為による処罰として、没収すべきの証券、先物を期限内に納付しなかった者。期限を遵守せず、公開承諾を履行しなかった上場会社の関連責任主体。
5. 人民法院より関連規定に基づく消費制限措置の対象、もしくは法律により信用喪失被執行人名簿に加わった者。
6. 関連部門が認定した列車高級別席の使用を制限されている、他の重大信用喪失行為責任者に対しては、本文書上述の規定に基づき、本書類を修正することを通じ、明確化する必要がある。

上述行為の責任者に対し、列車高級別席の利用を制限する。高鉄の全席、動車の1等席、列車のソフト寝台も含まれる。

## 三、特定重大信用喪失人に対する民用航空機使用の制限範囲

- (一) 空港もしくは航空機内で下記の行為を実施し、公安機関により行政処罰もしくは

は刑事責任を問われている者。

1. 民用航空安全に関する偽りの情報を作成し、意図的に伝播した者。
2. 偽造身分証もしくは他人の身分証を改ざんし、航空機利用証憑を得た者。
3. チェックインカウンター、保安検査、および登場ゲートを占有、閉鎖し、もしくは強行突破した者。
4. 国家法律、法規が規定する危険品、違法品及び管制物の持ち込み、もしくは託送した者。国家规定以外の民用航空が運輸禁止、制限されている物を隠して持ち込み、もしくは託送した者。
5. 航空機を暴力によって強制的に占有したり、進路を妨害したり、航空機の操縦室、滑走道あるいはエプロンに突入し、妨害を行った者。
6. 航空機の運行、保安検査、チェックインなどの作業員の職責履行を妨害、扇動した者、もしくは攻撃や脅迫を行った者。
7. 座席、荷物棚を力任せに占有したり、暴力、トラブルを起こし、故意に航空機もしくは航空機施設を破損させる等秩序を乱した者。
8. 航空機内での火の使用、喫煙、禁止されている電子設備の使用、忠告を受けた後も改善しない者。
9. 航空機内で他人の物を盗んだ者。

(二) 他領域での重大違法・信用喪失行為の関連責任者

1. 履行能力があるが、履行を拒否した税金に関する違法案件の当事者。
2. 財政性資金管理使用領域での偽造、不実報告、仮名借名取引、だまし取り、不当手段による私用、転用、国際金融組織及び外国期限到来債務に対する支払の引き延ばしなどの行為による、重大信用喪失行為責任者。
3. 社会保険領域で、下記の状況のある重大信用喪失行為の責任者：雇用主が関連規定に従わず社会保険に不参加、かつ改善の拒否。雇用主が事実通りに社会保険費用を支払わず、かつ改善を拒否。社会保険費用を納付する能力があるにも関わらず納付の拒否。保険費用の隠匿、移転、不法占有、私有化、もしくは違法投資への使用。証明書類の詐欺、偽造、もしくは他の手段による社会保険待遇の詐取。社会保険サービス機構のサービス協議もしくは関連規定の違反。社会保険行政部門の事故及び問題に対する調査確認作業への協力拒否。

4. 違法行為の処罰として、没収すべき証券、先物を期限内に納付しなかった者。期限を遵守せず公開承諾を履行しなかった上場会社の関連責任者。
5. 人民法院より関連規定に基づく消費制限措置の対象、もしくは法律により信用喪失被執行人名簿に加わった者。
6. 関連部門が認定した民用航空機の使用が制限されている、他の重大信用喪失行為責任者に対しては、本文書上述の規定に基づき、本書類を修正することを通じ、明確化する必要がある。

### 【法規リンク】

「特定重大信用喪失被執行人の列車利用に関する一定期間内における制限と、社会信用システムの建設を推進することに関する意見」(発改財金[2018]384号)

[http://cjs.ndrc.gov.cn/zcfg/201803/t20180316\\_879646.html](http://cjs.ndrc.gov.cn/zcfg/201803/t20180316_879646.html)

「信用喪失被執行人の不動産取引に関する制限などの懲戒措置の実施に関する通知」(発改財金[2018]370号)

[http://cjs.ndrc.gov.cn/zcfg/201803/t20180316\\_879648.html](http://cjs.ndrc.gov.cn/zcfg/201803/t20180316_879648.html)

「特定重大信用喪失被執行人の民航機利用に関する一定期間内の制限と、社会信用システムの建設を推進することに関する意見」(発改財金[2018]385号)

[http://cjs.ndrc.gov.cn/zcfg/201803/t20180316\\_879647.html](http://cjs.ndrc.gov.cn/zcfg/201803/t20180316_879647.html)